

東税板支発第18号  
令和4年5月26日

会 員 各 位

東京税理士会板橋支部  
支 部 長 田中 千税  
綱 紀 監 察 部  
( F A X 公 文 )

**周旋行為・周旋業者に関する実態調査について（ご協力方お願い）**

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、東京税理士会綱紀監察部より、各地域における周旋行為・周旋業者についての情報提供依頼がございました。

つきましては、その周旋行為・周旋業者が税理士及び納税者にとって資するものであるか否かを問わず、下記を参考に具体的事例等がありましたらご多忙中恐縮ですが別紙報告書により、6月24日（金）までにご報告いただきますようお願いいたします。

記

○各地域における周旋行為・周旋業者に関する事項

相手方からの接触方法、サービス内容、費用、利用した場合のその結果等

報告は事務局まで、FAX(3961-9217)又はメール(shibu@itazei.jp)にてお願いいたします。

チラシ、DM等ございましたら、同時にお寄せください。

なお、リンクを貼っての情報提供もお受けいたします。

